

県土木部県土整備調整主幹
吉田郁夫氏に聞く

山形県景観条例

景観形成を地域づくりに生かす県条例、個性に磨きをかけ地域を活性化



景観法の施行（平成16年）を受けて「山形県景観条例」が昨年12月の定例県議会で制定された。県内では既に4市町が景観行政団体となっており、大江町がトップを切り昨年10月1日に景観計画を策定し、酒田市、鶴岡市も今年度内の計画策定を、長井市は21年度以降の策定を目指している。

県の景観計画は、景観審議会発足、パブリックコメント、公告・縦覧などの手続きを経て今年7月にも施行される予定である。これは、景観行政団体へ移行した市町を除くエリアが対象で、建築物や開発行為など大規模建設行為の届出制度による規制・誘導などを行う。また独自制度として、景観形成重点地域の指定や眺望景観資産、多様な交流を促す景観回廊などの施策を行い、地域づくり色の濃い内容が特徴である。

県条例制定の意図や仕組みを県土木部管理課の吉田郁夫県土整備調整主幹に聞いた。

市町村が自主的、主体的に景観形成

——景観法では「景観行政団体」という新しい概念が打ち出されたが、どんな役割、機能を持つものか。

●吉田 例えば規制・誘導という視点では、建築物や工作物などをつくる場合、届出をしてもらう訳だが、意匠、形態や色彩などが一定の基準に合致しているかどうか、周辺景観に悪影響を及ぼさないかを審査し、必要であれば勧告あるいは命令など行為の規制を行うことになる。また、自然環境や歴史文化など地域の特性にふさわしい景観を形成する際に住民への支援や率先して実践するなどの役割を担う。つまり、景観行政団体になることで、法律に基づき良好な景観の保全や創出することの両面を自主的・主体的に行えるようになる。都道府県や政令指定都市は景観法施行と同時に自動的に景観行政団体になったが、景観形成の最前線にいる市町村は知事の同意を得て景観行政団体になれるようになった。これは、市町村は独り立ちして景観行政を推進できるため、県と同等の権限を有することを意味しており、地方分権型の制度と言える。

——県内では名称や中身は違っても景観関連の条例を定めている市町村が少なくない。その条例は景観行政団体として制定する条例とどんな違いがあるか。

●吉田 現在、市町村で景観関連の条例を設けているところが5市町あるが、これらは景観法に基づいておらず罰則規定がない自主条例のため、法的な強制力を持っていない。今の形を大きく変えないで景観法の要件を備えた条例に移行できる部分もあろうが、景観法に基づく条例の場合は、法的強制力のある行為の規制事項などを景観計画に書き込むこととなる。

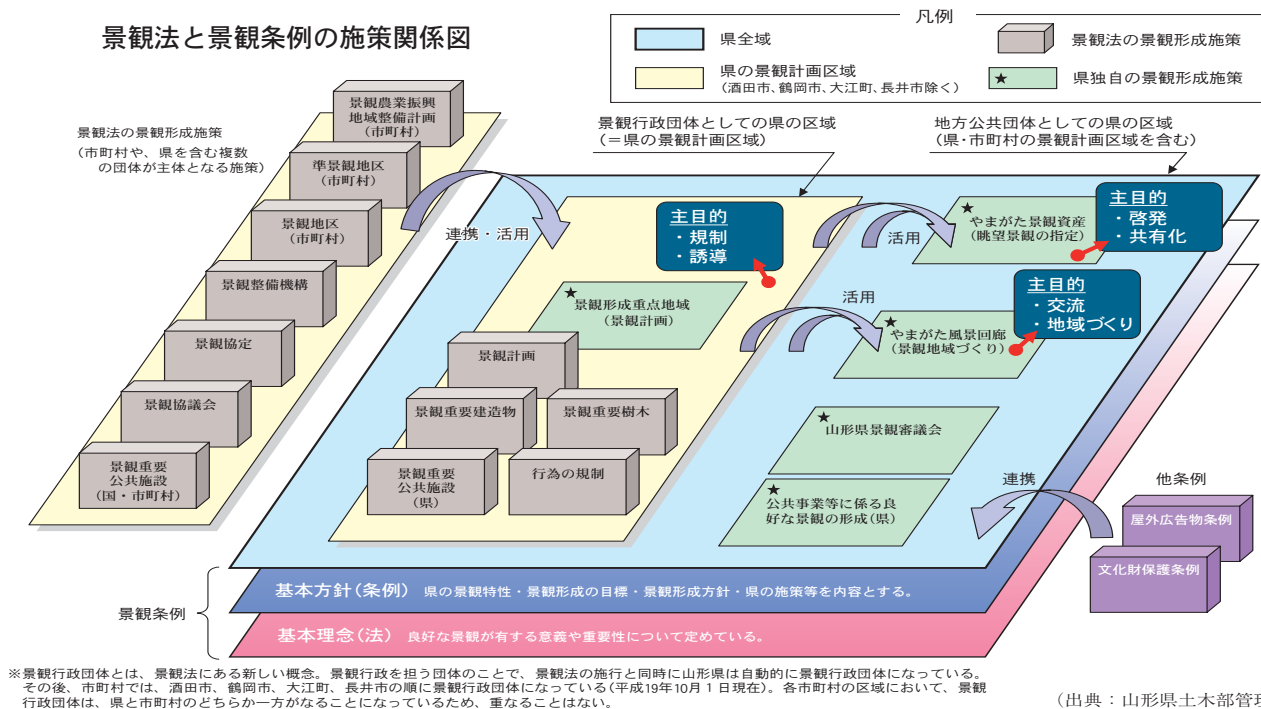
自主条例への移行には、始めに景観行政団体になること、次に景観法を生かす条例の制定及び景観計画等を策定する必要がある。実効性を担保するためにも、市町村には積極的に景観行政団体になってもらいたい。

景観行政団体の市町村は独自に景観条例を策定

——景観行政団体として県の役割や機能と市町村の役割や機能の違いは。

●吉田 市町村が景観行政団体になっている場合は、景観計画を独自に定めるので、県の景観計画の区域から外れることになる。しかし、県全体の景観形成の方向性を考慮してもらうために、市町村が景観計画をつくる時に県との協議を条件にし、市町村の独自性を確保しつつ県全体として調整を図ることとしている。景観法では届出に関する具体的な数値基準は示されていない。例えば、大規模建造物の場合は、1,000平方メートル、あるいは高さが13メートルを超えるものといった県の届出の基準は、あくまでも景観を大きく阻害することを防ぐ

景観法と景観条例の施策関係図



ための最低の水準と理解していただきたい。ただ、周辺の景観に大きく影響を与えるものは勧告等の指導ができるし、キメの細かい部分は市町村と連携して景観協定締結や景観地区の指定をするなど、合わせ技により効果の高いものとなる。

一方、景観行政団体に移行していない市町村の場合は、県の景観条例の内容が基本的に適用になる。ところが、市町村が条例で同様の届出の規定を定めている場合は、建築工事の届出など、県と市町村とに二重に届け出なければならなくなる。それを避けるために県条例に適用除外規定を設け、市町村への届出を優先し、県への届出を不要とし、二重規制を避けるようにした。

基本方針に3つの基本目標

——条例の基本的な構造は。

●吉田 県条例では、県全体の良好な景観形成の基本方針を定めることとしている。(上図「景観法と県景観条例の施策関係図」参照)。これは、県内各地域の特性を生かしながら、目標像を明確にして各地の景観形成の取り組みを行うもので、基本方針という県全体のコンセプトの中で、市町村が独自に景観施策を展開することを想定している。平成7年に策定した県景観形成ガイドプランを継承し、月山や最上川など山河の構造、市街地とそれを囲む田園と樹林地からなる景観秩序、駅前や温泉地の風景など外来者を意識したもてなしの作法美の3つを基本目標とし、これに地域づくりの視点を新たに付加したいと考えている。

次いで、景観法適用のため景観計画を定めるが、必要最小限の内容で可能な限りシンプルなものと考えており、景観計画の中に景観形成重点地域を順次織り込む形となる。内容としては、区域設定、区域の中の景観形成基本方針、行為の制限、景観重要建造物及び景

観重要樹木の指定の方針、屋外広告物の制限などを定める。さらに、条例を補完する規則には届出の図面や申請様式など手続き等を記載している。

しかし、条例をつくれれば良好な景観形成が進むものではなく、道具立てが揃ったに過ぎない。今後景観審議会を発足させ、基本方針、景観計画などの具体的内容を詰めていくが、良好な景観を県民と共につくっていくことを可能にしたのが条例の基本的構造である。

地域づくり型景観条例

——今回の県景観条例の特長、山形らしさは。

●吉田 本県の景観条例には、良好な景観の将来世代への継承と地域づくりに景観形成を活用していく2つの目的がある。景観回廊など地域づくりに活用できる仕組みを明文化した条例は全国でもめずらしいのではないかと。これまでの景観行政は規制中心か、公共施設のデザインに偏っていたきらいがある。良好な景観を県民共通の資産として認識してもらい、特に、少子高齢化や人口減少社会の中で地域に誇りを持つきっかけや、観光交流の増大などが期待される効果だ。景観条例の制度を使い、独自色が発揮できるさまざまな仕組みを地域づくりに反映させたい。そのため、本県独自制度として景観形成重点地域制度、眺望景観制度、景観回廊制度の3つの施策を打ち出した。重点地域と眺望景観は他県でも類似の制度を導入しているところがあるが、景観回廊という地域づくりに踏み込む内容を盛り込んだのは特筆できる。市町村のエリアを超えて広域的な観光振興を図らなければならない時代であり、そのためにも景観を磨き上げていきたい。例えば、そば街道や巨木や桜やホテルなどにしても店と店、木と木、資源と資源をつなぐだけでなく途中の空間も含め魅力あるものにし、地域内外に発信する考え方だ。